平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（府省名：農林水産省）

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
1	平成27年度　一般会計予算書外の印刷製造	支出負担行為担当官　農林水産省大臣官房経理課長　長田　朋二	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成27年1月13日	独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項(官報等の印刷等)	－	7,642,760	－	－	予算書の印刷製造を行っているのは(独)国立印刷局以外になく、競争を許さないため。	1(2)①ハ	－
2	猿ヶ石川農業水利事業　取入水路(その3)工事に係る電気工作物移転工事補償金	分任支出負担行為担当官　東北農政局和賀中部農業水利事業所長　太田　勝也	岩手県北上市和賀町長沼6-131-1	平成27年1月16日	東北電力株式会社岩手支店	岩手県盛岡市紺屋町1-25	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
3	定川特定災害復旧事業五味倉排水機場復旧工事に係る損失補償金	分任支出負担行為担当官　東北農政局仙台東土地改良建設事業所長　赤倉正弘	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20	平成27年1月29日	個人情報非公開	個人情報非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
4	定川特定災害復旧事業五味倉排水機場復旧工事に係る損失補償金	分任支出負担行為担当官　東北農政局仙台東土地改良建設事業所長　赤倉正弘	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20	平成27年1月29日	個人情報非公開	個人情報非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
5	定川特定災害復旧事業五味倉排水機場復旧工事に係る損失補償金	分任支出負担行為担当官　東北農政局仙台東土地改良建設事業所長　赤倉正弘	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20	平成27年1月29日	個人情報非公開	個人情報非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
6	中信平二期農業水利事業　梓川左岸幹線の地上権更新に係る対価補償金 一式	分任支出負担行為担当官　関東農政局中信平二期農業水利事業所長　江上　博司	長野県松本市大字島立2167-5	平成27年1月5日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	個人情報非公表	－	－	公共事業の施行に伴う地上権設定に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
7	大井川用水農業水利事業　掛川幹線水路に係る地上権設定対価 一式	分任支出負担行為担当官　関東農政局大井川用水農業水利事業所長　櫻庭　光一	静岡県島田市中央町30-1	平成27年1月15日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	個人情報非公表	－	－	公共事業の施行に伴う地上権設定に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
8	平成26年度　大井川用水(二期)農業水利事業　榛原9号水路埋蔵文化財発掘調査委託事業 一式	支出負担行為担当官　関東農政局長　末松　広行	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館	平成27年1月19日	牧之原市長	静岡県牧之原市静波447-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	－	27,380,000	－	－	本事業は、埋蔵文化財の発掘調査を行うものであり、文化財保護法により、契約の相手方が特定されているものである。	1(2)①イ(イ)	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
9	大井川用水農業水利事業　瀬戸川左岸幹線水路整備工事(その5)の物件移転補償 一式	支出負担行為担当官　関東農政局長　末松　広行	静岡県島田市中央町30-1	平成27年1月21日	藤枝市長	静岡県藤枝市岡出山1-11-1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
10	大井川用水(二期)農業水利事業　島田1号・2号水路工事(その2)の物件移転補償 一式	分任支出負担行為担当官　関東農政局大井川用水農業水利事業所長　櫻庭　光一	静岡県島田市中央町30-1	平成27年1月21日	島田市長	静岡県島田市中央町1-1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
11	大井川用水(二期)農業水利事業　瀬戸川左岸幹線水路整備工事(その3)の物件移転補償 一式	分任支出負担行為担当官　関東農政局大井川用水農業水利事業所長　櫻庭　光一	静岡県島田市中央町30-1	平成27年1月22日	藤枝市長	静岡県藤枝市岡出山1-11-1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
12	南郷支線用水路工事に係る費用負担に関する補償 一式	分任支出負担行為担当官　関東農政局両総農業水利事業所長　播磨　宗治	千葉県東金市松之郷2333	平成27年1月27日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	個人情報非公表	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
13	荒又排水路工事の施行に伴う土地使用補償　一式	分任支出負担行為担当官　北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長　大羽　泉	富山県砺波市幸町8番20号	平成27年1月14日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
14	東播用水二期農業水利事業北神戸幹線水路(北神戸調整池)工事に伴う土地取得補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局東播用水二期農業水利事業所長　溝端薫	兵庫県神戸市西区神出町小東野３０－１９	平成27年1月13日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
15	東播用水二期農業水利事業北神戸幹線水路(北神戸調整池)工事に伴う土地取得補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局東播用水二期農業水利事業所長　溝端薫	兵庫県神戸市西区神出町小東野３０－１９	平成27年1月13日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
16	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀の川左岸支線水路(宮井水路その4)改修工事の施工にともなう電気配電設備の移設補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年1月15日	関西電力株式会社和歌山営業所	和歌山県和歌山市岡山丁４０	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
17	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀の川左岸支線水路(宮井水路その4)改修工事の施工にともなう電気配電設備の移設補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年1月15日	関西電力株式会社和歌山営業所	和歌山県和歌山市岡山丁４０	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
18	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀の川左岸支線水路(宮井水路)その4改修工事に伴う電気通信設備の移設補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年1月16日	西日本電信電話株式会社和歌山支店	和歌山県和歌山市一番丁５	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
19	大和紀伊平野農業水利事業(一期)国営西部幹線水路馬見サイホン旧管撤去その2工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年1月19日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
20	大和紀伊平野農業水利事業(二期)団体営飛鳥2号工区桜川線他改修工事に伴うガス供給施設の移設補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年1月20日	大和ガス株式会社	奈良県大和高田市旭南町８－３６	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
21	大和紀伊平野農業水利事業(二期)団体営曽我川工区曽我川左岸線その4改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年1月22日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
22	１０～１２月分事務所維持管理費(大和紀伊平野)	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年1月30日	大和平野土地改良区	奈良県橿原市城殿町459番地	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	2,016,498	2,016,498	100.0%	－	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借に付随する分担金であるため随意契約を行うものである。	1(2)①ロ(付随するもの)	－
23	南周防農地整備事業　御蔵戸団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官　中国四国農政局南周防農地整備事業所長　泉本和義	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	平成27年1月7日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
24	南周防農地整備事業　中西団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官　中国四国農政局南周防農地整備事業所長　泉本和義	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	平成27年1月16日	中国電力株式会社柳井営業所	山口県柳井市古開作字東条685-11	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
25	吉野川下流域農地防災事業北部幹線水路(川端・桧工区)建設工事に係る土地使用補償代金	分任支出負担行為担当官中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　本間 泰造	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成27年1月21日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
26	吉野川下流域農地防災事業北部幹線水路(川端・桧工区)建設工事に係る土地使用補償代金	分任支出負担行為担当官中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　本間 泰造	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成27年1月21日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
27	平成25年度西諸(二期)農業水利事業小林えびの幹線水路工事に伴う電気通信設備移転等工事補償 電気通信設備移設　1式	分任支出負担行為担当官　九州農政局西諸農業水利事業所長 橋本　晃	宮崎県小林市堤3020-5	平成27年1月5日	西日本電信電話株式会社宮崎支店	宮崎県宮崎市広島1-5-3	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
28	平成25年度西諸(二期)農業水利事業小林えびの幹線水路工事に伴う電気通信設備移転等工事補償 電気通信設備移設　1式	分任支出負担行為担当官　九州農政局西諸農業水利事業所長 橋本　晃	宮崎県小林市堤3020-5	平成27年1月9日	西日本電信電話株式会社宮崎支店	宮崎県宮崎市広島1-5-3	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
29	沖永良部農業水利事業左岸遊水池工事に伴う土地売買代金 畑　963㎡	分任支出負担行為担当官　九州農政局沖永良部農業水利事業所長　大澤賢修	鹿児島県大島郡知名町知名85	平成27年1月19日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
30	沖永良部農業水利事業左岸遊水池工事に伴う土地売買代金 畑　2,887㎡	分任支出負担行為担当官　九州農政局沖永良部農業水利事業所長　大澤賢修	鹿児島県大島郡知名町知名85	平成27年1月19日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
31	沖永良部農業水利事業地下ダム(5工区)、(8工区)建設工事に伴う上水道施設移設補償金 上水道施設移設　1式	分任支出負担行為担当官　九州農政局沖永良部農業水利事業所長　大澤賢修	鹿児島県大島郡知名町知名85	平成27年1月19日	知名町水道事業管理者	鹿児島県大島郡知名町知名307	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
32	筑後川下流左岸農地防災事業西浜武線(吉原工区)工事に伴う電気工作物移設等工事補償金 電気工作物移設　一式	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長　後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	平成27年1月23日	九州電力株式会社大牟田営業所	福岡県大牟田市不知火町2-9-20	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
33	筑後川下流左岸農地防災事業田川城島1号線(江上本工区)工事に伴う電気工作物移設等工事補償金 電気工作物移設　一式	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長　後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	平成27年1月23日	九州電力株式会社お客さまセンター久留米営業所	福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
34	筑後川下流左岸農地防災事業昭代4号線他(吉原南工区)工事に伴う電気工作物移設等工事補償金 電気工作物移設　一式	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長　後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	平成27年1月23日	九州電力株式会社大牟田営業所	福岡県大牟田市不知火町2-9-20	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
35	西諸(一期)農業水利事業浜ノ瀬ダム建設工事に伴う損失補償金 立木伐採　1式	分任支出負担行為担当官　九州農政局西諸農業水利事業所長　橋本　晃	宮崎県小林市堤3020-5	平成27年1月26日	小林市	宮崎県小林市細野300	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
36	筑後川下流左岸農地防災事業昭代4号線他(吉原南工区)工事に伴う電気工作物移設等工事補償金 電気工作物移設　一式	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長　後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	平成27年1月26日	九州電力株式会社大牟田営業所	福岡県大牟田市不知火町2-9-20	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
37	西諸(一期)農業水利事業浜ノ瀬ダム建設工事に伴う立木伐採補償金 立木補償　424本	分任支出負担行為担当官　九州農政局西諸農業水利事業所長　橋本　晃	宮崎県小林市堤3020-5	平成27年1月30日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
38	国営総合農地防災事業に係る電気工作物移設等補償費	分任支出負担行為担当官　九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所長　金光譲二	福岡県久留米市荒木町白口891-20	平成27年1月9日	九州電力株式会社佐賀営業所	佐賀県佐賀市神野東2-3-6	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
39	国営総合農地防災事業に係る電気工作物移設等補償費に係る電気通信設備移設等補償費	分任支出負担行為担当官　九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所長　金光譲二	福岡県久留米市荒木町白口891-20	平成27年1月9日	九州通信ネットワーク株式会社	福岡県福岡市中央区天神1-12-20	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
40	筑後川下流左岸農地防災事業中木室1号線(蛭池工区)工事に伴う電気工作物移設等工事補償金 電気工作物移設　1式	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長　後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	平成27年1月22日	九州電力株式会社福岡お客さまセンター久留米営業所	福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
41	官報公告料	支出負担行為担当官 東北森林管理局長 飛山　龍一	秋田県秋田市中通五丁目9-16	平成27年1月19日	独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目2-4	会計法第29条の3第4項(官報等の印刷等)	－	1,608,768	－	－	官報を発行しているのは(独)国立印刷局以外になく、競争を許さないため。	1(2)①ハ	－
42	狩猟用くくりワナ(信英式) 250式	分任支出負担行為担当官 東信森林管理署長 日高瑞記	長野県佐久市臼田1822	平成27年1月26日	有限会社信英精密	長野県上伊那郡飯島町田切3239-151	会計法第29条の3第4項(特定情報)	－	1,890,000	－	－	本製品は、(有)信栄精密が実用新案を有し、安全板を配備することにより、作業者の設置に係る挟まれる災害を軽減できるほか、地中埋め込み深さ7cmと浅くすることや、ワイヤーガイドにより足裏より10～15cmの所をワイヤーが「くくる」ため空弾きがなく効率的に捕獲が可能等の特徴がある。 有害鳥獣駆除のためのくくりなわの設置については職員が実施するものであり、また、シカ等の有害鳥獣の個体数の増加による食害対策は当署において喫緊の課題となっていることから、職員の安全確保ができ、かつ効率的な捕獲が可能な製品が必要であったが、本製品以外に類似の製品はなかった。さらに、代理店や販売店を持たずに製造直売を行っていることから、唯一の調達箇所であった。	1(2)①ニ(ヘ)	－
43	平成26年度栽培用ワタ種子中の未承認遺伝子組換え体緊急検査委託事業	支出負担行為担当官　農林水産省消費・安全局長　小風茂	東京都千代田区霞が関１－２－１	平成27年2月27日	独立行政法人種苗管理センター	茨城県つくば市藤本2－2	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	－	1,448,265	－	－	輸入栽培用ワタ種子に我が国で未承認の遺伝子組換えワタ種子が混入していた事案が発生したため、当該事案以外に国内で流通している未承認の遺伝子組換えワタ種子が混入している可能性のある輸入栽培用ワタ種子を検査し、未承認の遺伝子組換えワタ種子の混入を確認した場合は「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく立入検査実施機関に立入検査を命じる必要が生じた。今回の検査は、ワタ種子の栽培が始まる春先までに国内流通や栽培の防除を行う必要があったため、立入検査実施機関自らが検査し、当該検査結果をもって速やかに立入検査の実施の有無を判断する必要がある。	1(2)③イ	－
44	和賀中部農業水利事業　尻平導水路工事に係る電気通信設備移転等工事費用補償金	分任支出負担行為担当官　東北農政局和賀中部農業水利事業所長　太田　勝也	岩手県北上市和賀町長沼6-131-1	平成27年2月23日	東日本電信電話株式会社宮城事業部岩手支店	岩手県盛岡市中央通1-2-2	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
45	中津山農業水利事業　後谷地排水機場建設工事に係る通信設備移転補償	分任支出負担行為担当官 東北農政局中津山農業水利事業所長　宮石　幸雄	宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成27年2月26日	石巻市	宮城県石巻市穀町14-1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
46	大井川用水農業水利事業　島田1号・2号水路工事に係る土地取得代金 一式	分任支出負担行為担当官　関東農政局大井川用水農業水利事業所長　櫻庭　光一	静岡県島田市中央町30-1	平成27年2月3日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	個人情報非公表	－	－	公共事業の施行に伴う土地の取得に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
47	東部幹線用水路付帯施設整備工事に伴う電気通信設備移転等補償 一式	分任支出負担行為担当官　関東農政局両総農業水利事業所長 播磨　宗治	千葉県東金市松之郷2333	平成27年2月24日	東日本電信電話株式会社千葉事業部	千葉県千葉市美浜区中瀬1-3	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
48	岸渡排水路(林工区)その2工事の施行に伴う支障電気工作物の移設補償 一件	分任支出負担行為担当官　北陸農政局庄川左岸農地防災事業所 大羽　泉	富山県砺波市幸町8番20号	平成27年2月4日	北陸電力株式会社となみ野営業所	富山県南砺市苗島4898	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
49	高椋新江用水路工事に伴う土地取得相当額補償　一件	分任支出負担行為担当官　北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長　小澤與宏	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	平成27年2月26日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
50	高椋新江用水路工事に伴う土地取得相当額補償　一件	分任支出負担行為担当官　北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長　小澤與宏	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	平成27年2月26日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
51	高椋新江用水路工事に伴う土地取得相当額補償　一件	分任支出負担行為担当官　北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長　小澤與宏	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	平成27年2月26日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
52	高椋新江用水路工事に伴う土地取得相当額補償　一件	分任支出負担行為担当官　北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長　小澤與宏	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	平成27年2月26日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
53	国営阿賀野川用水農業水事業(国営造成水利施設保全対策推進事業)左岸中央幹線水路機能保全に係る区分地上権設定補償金	分任支出負担行為担当官　北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長 髙居和弘	新潟県新潟市中央区川岸町1-49-3	平成27年2月27日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
54	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀の川左岸支線水路(宮井水路その3)改修工事の施工にともなう電気配電設備の移設補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年2月16日	関西電力株式会社和歌山営業所	和歌山県和歌山市岡山丁４０	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
55	大和紀伊平野農業水利事業(一期)国営東部幹線水路51号トンネル他改修工事に伴う権利設定契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年2月19日	天理教	奈良県天理市三島町271	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う地上権設定に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
56	大和紀伊平野農業水利事業(一期)国営東部幹線水路51号トンネル他改修工事に伴う権利設定契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年2月19日	天理教教会本部	奈良県天理市三島町271	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う地上権設定に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
57	大和紀伊平野農業水利事業(二期)団体営曽我川工区曽我川左岸線その4改修工事(延長)の施工に伴う水道施設の移設補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年2月19日	広陵町水道事業管理者広陵町長	奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
58	大和紀伊平野農業水利事業(一期)国営東部幹線水路50号トンネル他改修工事に伴う権利設定契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年2月19日	天理教	奈良県天理市三島町271	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う地上権設定に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
59	南周防農地整備事業　中西団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官　中国四国農政局南周防農地整備事業所長　泉本和義	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	平成27年2月2日	中国電力株式会社柳井営業所	山口県柳井市古開作字東条685-11	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
60	吉野川下流域農地防災事業柿原取水口等に係る工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　本間 泰造	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成27年2月5日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
61	吉野川下流域農地防災事業南部・第十幹線水路その5工事に係る土地代相当額	分任支出負担行為担当官中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　本間 泰造	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成27年2月10日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
62	吉野川下流域農地防災事業南部・第十幹線水路その5工事に係る区分地上権代金	分任支出負担行為担当官中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　本間 泰造	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成27年2月10日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
63	南周防農地整備事業　中西団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官　中国四国農政局南周防農地整備事業所長　泉本和義	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	平成27年2月13日	西日本電信電話株式会社山口支店	山口県山口市熊野町4-5	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
64	吉野川下流域農地防災事業河川資源保全施設整備工事に伴う土地売買代金	支出負担行為担当官　中国四国農政局長　仲家修一	岡山県岡山市北区下石井1-4-1	平成27年2月23日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
65	吉野川下流域農地防災事業北部幹線水路(松村工区)その6工事外に係る補償代金	分任支出負担行為担当官中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　本間 泰造	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成27年2月27日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
66	吉野川下流域農地防災事業北部幹線水路(松村工区)その6工事外に係る補償代金	分任支出負担行為担当官中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　本間 泰造	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成27年2月27日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
67	平成25年度西諸(二期)農業水利事業野尻高原幹線水路(八所工区)工事に伴う水道施設移設補償金 水道施設　1式	分任支出負担行為担当官　九州農政局西諸農業水利事業所長　橋本　晃	宮崎県小林市堤3020-5	平成27年2月3日	小林市	宮崎県小林市細野300	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
68	西諸(一期)農業水利事業に伴う所属替に係る立木補償 立木補償　2,278本	分任支出負担行為担当官　九州農政局西諸農業水利事業所長　橋本　晃	宮崎県小林市堤3020-5	平成27年2月13日	九州森林管理局宮崎森林管理署	宮崎県宮崎市柳丸町388-5	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
69	沖永良部農業水利事業地下ダム止水壁建設工事に伴う費用負担契約代金 防音工事に要する費用等　1式	分任支出負担行為担当官　九州農政局沖永良部農業水利事業所長　大澤賢修	鹿児島県大島郡知名町知名85	平成27年2月13日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
70	筑後川下流左岸農地防災事業中木室1号線(上八院工区)工事に伴う電気工作物移設等工事補償金 電気工作物移設　一式	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長　後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	平成27年2月13日	九州電力株式会社お客さまセンター久留米営業所	福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
71	筑後川下流左岸農地防災事業中木室2号線他(上木佐木工区)工事に伴う電気工作物移設等工事補償金 電気工作物移設　一式	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長　後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	平成27年2月13日	九州電力株式会社お客さまセンター久留米営業所	福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
72	筑後川下流左岸農地防災事業昭代1号線(蒲生工区)工事に伴う損失補償 1式	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長　後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	平成27年2月13日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
73	平成27年度西諸(二期)農業水利事業山之口原ファームポンド敷地造成他工事に伴う立木伐採補償金 立木補償　267本	分任支出負担行為担当官　九州農政局西諸農業水利事業所長　橋本　晃	宮崎県小林市堤3020-5	平成27年2月19日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
74	筑後川下流左岸農地防災事業昭代1号線(蒲生工区)工事に伴う損失補償 1式	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長　後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	平成27年2月20日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
75	筑後川下流農業水利事業多久導水路(古賀一区下流工区)工事に伴う電気工作物移設等工事補償金	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流農業水利事務所長　上潟口芳隆	福岡県久留米市津福今町472-31	平成27年2月12日	九州電力株式会社佐賀営業所	佐賀県佐賀市神野東2-3-6	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
76	平成25年度筑後川下流右岸農地防災事業徳富線(本告牟田工区)工事に伴う電気工作物移設補償 電気工作物移設　1式	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流右岸農地防災事業所長　利根基文	佐賀県神埼市千代田町直鳥166-1	平成27年2月16日	九州電力株式会社佐賀営業所	佐賀県佐賀市神野東2-3-6	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
77	嘉瀬川上流農地防災事業に伴う土地売買契約	分任支出負担行為担当官　九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所長　金光譲二	福岡県久留米市荒木町白口891-20	平成27年2月9日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
78	農業協同組合法等の一部を改正する法律案(5点セット)ほか4件の印刷製造	支出負担行為担当官　農林水産省大臣官房経理課長　長田　朋二	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成27年3月11日	ファイナンスプリント株式会社	神奈川県三浦郡葉山町長柄677-15	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	－	5,768,010	－	－	農業協同組合法等の一部を改正する法律案について、国会への提出期限までに法案を提出するため、事前に法制局との調整等に必要な部数を印刷・配布する必要が生じたため。なお、一般競争を行った場合初回納期(3/17)には間に合わない。	1(2)③イ	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
79	西濃用水第二期地区揖西幹線水路脛永工区工事に伴う物件移転補償(1式)	分任支出負担行為担当官　東海農政局西濃用水第二期農業水利事業所長　堤　寛治	岐阜県大垣市藤江町二丁目128番地	平成27年3月3日	中部電力株式会社大垣営業所	岐阜県大垣市南高橋町2-25	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
80	矢作川総合第二期農地防災事業　明治地域水管理システム製作据付建設工事に係る区分建物売買	支出負担行為担当官　東海農政局長　水間　史人	愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2	平成27年3月12日	明治用水土地改良区	愛知県安城市大東町22番16号	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業を実施する際の権利取得に対して契約を行うものであり、工事に必要となる建物の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
81	大和紀伊平野農業水利事業(一期)国営東部幹線水路40号トンネル他改修工事に伴う権利設定契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年3月2日	大神神社	奈良県桜井市三輪１４２２	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う地上権設定に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
82	大和紀伊平野農業水利事業(二期)団体営飛鳥1工区飛鳥1号線その他改修工事に係る土地取得補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年3月3日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
83	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀の川左岸支線水路(宮井水路)その8改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年3月6日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
84	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀の川左岸支線水路(宮井水路)その8改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年3月6日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
85	大和紀伊平野農業水利事業(一期)国営西部幹線水路馬見サイホン旧管撤去その2工事に伴う旧管充填補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年3月17日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
86	大和紀伊平野農業水利事業(一期)国営西部幹線水路馬見サイホン旧管撤去その2工事に伴う旧管充填補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年3月17日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
87	大和紀伊平野農業水利事業(一期)国営西部幹線水路馬見サイホン旧管撤去その2工事に伴う旧管充填補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年3月17日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
88	大和紀伊平野農業水利事業(一期)国営西部幹線水路馬見サイホン旧管撤去その2工事に伴う旧管充填補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年3月17日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
89	大和紀伊平野農業水利事業(一期)国営西部幹線水路馬見サイホン旧管撤去その2工事に伴う旧管充填補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年3月17日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
90	大和紀伊平野農業水利事業(一期)国営西部幹線水路馬見サイホン旧管撤去その2工事に伴う旧管充填補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年3月17日	大洋精工株式会社	奈良県葛城市今在家74	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
91	大和紀伊平野農業水利事業(一期)国営西部幹線水路馬見サイホン旧管撤去その2工事に伴う旧管充填補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年3月17日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
92	大和紀伊平野農業水利事業(一期)国営西部幹線水路馬見サイホン旧管撤去その2工事に伴う旧管充填補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年3月17日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
93	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀の川左岸支線水路(満屋水路)改修工事の施工に伴う電気配電設備の移設補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年3月17日	関西電力株式会社和歌山営業所	和歌山県和歌山市岡山丁４０	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
94	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀の川左岸支線水路(宮井水路その4)改修工事の施工にともなう電気配電設備の移設補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年3月19日	関西電力株式会社和歌山営業所	和歌山県和歌山市岡山丁４０	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
95	大和紀伊平野農業水利事業(二期)団体営御所工区東寺田線改修工事に伴う事業損失補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年3月20日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
96	大和紀伊平野農業水利事業(二期)団体営曽我川工区曽我川左岸線その6改修工事に伴う電気配電設備の移設補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年3月30日	関西電力株式会社奈良営業所	奈良県奈良市大宮町７－１－２０	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
97	大和紀伊平野農業水利事業(二期)団体営曽我川工区曽我川左岸線その6改修工事の施工に伴う水道施設の移設補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年3月30日	広陵町水道事業管理者広陵町長	奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
98	大和紀伊平野農業水利事業(二期)団体営曽我川工区広陵線その4改修工事に伴う水道施設の移設補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年3月30日	広陵町水道事業管理者広陵町長	奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
99	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野県営曽我川工区導水幹線その7改修工事に起因する事業損失の費用負担	支出負担行為担当官　近畿農政局長　曾根則人	京都府京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町	平成27年3月31日	光雲寺	奈良県高市郡高取町越智24	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
100	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野団体営初瀬川工区2号幹線嘉幡下永線他改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年3月31日	平川商事株式会社	大阪府八尾市志紀町１－１１８	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
101	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野団体営初瀬川工区2号幹線嘉幡下永線他改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年3月31日	平川商事株式会社	大阪府八尾市志紀町１－１１８	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
102	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野県営曽我川工区西部幹線水路その10改修工事に伴うガス供給施設の機能回復補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年3月31日	大和ガス株式会社	奈良県大和高田市旭南町８－３６	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
103	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野県営曽我川工区西部幹線水路その10改修工事に伴う水道施設の機能回復補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年3月31日	大和高田市水道事業管理者大和高田市長	奈良県大和高田市大字大中100－1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
104	1～2月分事務所維持管理費(大和紀伊平野)	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年3月31日	大和平野土地改良区	奈良県橿原市城殿町459番地	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	1,407,975	1,407,975	100.0%	－	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借に付随する分担金であるため随意契約を行うものである。	1(2)①ロ(付随するもの)	－
105	大和平野地区土地改良事業大和平野農業用用水施設改修工事に伴う補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　尾崎　明久	奈良県橿原市城殿町459番地	平成27年3月31日	大和平野土地改良区	奈良県橿原市城殿町459番地	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
106	斐伊川沿岸農業水利事業　馬の背調整池建設工事に係る費用負担金	分任支出負担行為担当官　中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所長　稲森　幹八	島根県出雲市斐川町荘原105	平成27年3月6日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
107	吉野川下流域農地防災事業柿原取水口周辺整備工事に伴う土地使用補償代金	分任支出負担行為担当官中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　本間 泰造	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成27年3月9日	板名用水土地改良区	徳島県板野郡上板町高瀬405-5	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
108	吉野川下流域農地防災事業北部幹線水路(松村工区)その4工事外に係る補償代金	分任支出負担行為担当官中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　本間 泰造	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成27年3月9日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
109	吉野川下流域農地防災事業柿原取水口周辺整備工事に伴う土地使用補償代金	分任支出負担行為担当官中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　本間 泰造	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成27年3月10日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
110	吉野川下流域農地防災事業柿原取水口周辺整備工事に伴う土地使用補償代金	分任支出負担行為担当官中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　本間 泰造	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成27年3月10日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
111	吉野川下流域農地防災事業柿原取水口周辺整備工事に伴う土地使用補償代金	分任支出負担行為担当官中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　本間 泰造	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成27年3月10日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
112	吉野川下流域農地防災事業柿原取水口周辺整備工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　本間 泰造	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成27年3月10日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
113	吉野川下流域農地防災事業北部幹線水路(松村工区)その4工事外に係る補償代金	分任支出負担行為担当官中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　本間 泰造	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成27年3月17日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
114	吉野川下流域農地防災事業河川資源保全施設にかかる補償代金	分任支出負担行為担当官中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　本間 泰造	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成27年3月25日	吉野川中央漁業協同組合	徳島県阿波市吉野町西条字北須賀113	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
115	南周防農地整備事業　西山・潤田団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官　中国四国農政局南周防農地整備事業所長　泉本和義	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	平成27年3月30日	西日本電信電話株式会社山口支店	山口県山口市熊野町4-5	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
116	筑後川下流農業水利事業幹線水路佐賀西部高域線寺浦川横断工事に伴う水道管移設補償金 上水道施設 一式	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流農業水利事務所長　上潟口芳隆	福岡県久留米市津福今町472-31	平成27年3月2日	小城市	佐賀県小城市三日月町長神田2312-2	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
117	肝属中部(二期)農業水利事業4号水管橋工事に伴う電気通信設備移転等工事補償金 電気通信設備移設　一式	分任支出負担行為担当官　九州農政局肝属中部農業水利事業所長　丹羽啓文	鹿児島県鹿屋市新川町597	平成27年3月5日	肝付町長	鹿児島県肝属郡肝付町新富98	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
118	筑後川下流左岸農地防災事業下久末線(永田開工区)工事に伴う電気工作物移設等工事補償金 電気工作物移設　一式	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長　後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	平成27年3月9日	九州電力株式会社大牟田営業所	福岡県大牟田市不知火町2-9-20	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
119	筑後川下流左岸農地防災事業岩神線他(垂見工区)工事に伴う電気工作物移設等工事補償金 電気工作物移設　一式	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長　後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	平成27年3月9日	九州電力株式会社大牟田営業所	福岡県大牟田市不知火町2-9-20	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
120	筑後川下流左岸農地防災事業田川城島1号線(原中牟田工区)工事に伴う損失補償 1式	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長　後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	平成27年3月9日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
121	筑後川下流農業水利事業幹線水路佐賀西部高域線寺浦川横断工事(その2)に伴う水道管移設補償金 上水道施設 一式	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流農業水利事務所長　上潟口芳隆	福岡県久留米市津福今町472-31	平成27年3月18日	小城市	佐賀県小城市三日月町長神田2312-2	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
122	筑後川下流白石平野農業水利事業に伴う無権原用地の事務処理に係る費用	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流農業水利事務所長　上潟口芳隆	福岡県久留米市津福今町472-31	平成27年3月18日	白石町	佐賀県杵島郡白石町大字福田1247-1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
123	筑後川下流農業水利事業幹線水路佐賀西部高域線(鷺ノ原工区)工事に伴う建物等修復補償金	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流農業水利事務所長　上潟口芳隆	福岡県久留米市津福今町472-31	平成27年3月19日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
124	筑後川下流農業水利事業幹線水路佐賀西部高域線(鷺ノ原工区)工事に伴う建物等修復補償金	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流農業水利事務所長　上潟口芳隆	福岡県久留米市津福今町472-31	平成27年3月19日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
125	筑後川下流農業水利事業幹線水路佐賀西部高域線(晴気下流工区)工事に伴う建物等修復補償金	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流農業水利事務所長　上潟口芳隆	福岡県久留米市津福今町472-31	平成27年3月19日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
126	筑後川下流農業水利事業幹線水路佐賀西部高域線(岡本下流工区)工事に伴う建物等修復補償金	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流農業水利事務所長　上潟口芳隆	福岡県久留米市津福今町472-31	平成27年3月19日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
127	平成25年度西諸（二期）農業水利事業 相牟田支線水路野尻原分水工工事に伴う水道施設移設補償金 水道施設　1式	分任支出負担行為担当官　九州農政局西諸農業水利事業所長 橋本　晃	宮崎県小林市堤3020-5	平成27年3月27日	小林市	宮崎県小林市細野300	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
128	国営総合農地防災事業にかかる電気通信設備移設等補償費	分任支出負担行為担当官　九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所長　金光譲二	福岡県久留米市荒木町白口891-20	平成27年3月20日	西日本電信電話株式会社佐賀支店	佐賀県佐賀市駅前中央1-8-32	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
129	筑後川下流左岸農地防災事業下久末線（永田開工区）工事に伴う電気通信設備移転等工事補償金 電気通信設備移設　一式	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長　後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	平成27年3月30日	西日本電信電話株式会社取締役福岡支店長	福岡県博多区博多駅東3-2-28	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
130	加治川第2頭首工整備工事 新潟県　新発田市西名柄地内 平成27年3月16日から平成27年6月19日 土木一式工事	支出負担行為担当官　北陸農政局長　雑賀　幸哉	石川県金沢市2－2－60	平成27年3月13日	前田建設工業株式会社北陸支店	富山県富山市牛島町18－7	予決令第102条の4第4号ｲ(有利随意契約)	197,272,800	197,100,000	99.9%	－	本工事は、平成25～26年度に実施した加治川第2頭首工改修建設工事（以下「前工事」という。）に引き続き、底版工、魚道工、暫定構造物工等を施工するものである。 前工事は、河床の地質状態による加治川本川の仮締切工法の見直しや洪水吐ゲート・土砂吐ゲートの底版部戸当たりの撤去に不測の日数を要したため、一部工種が工期内に完成させることが困難となった。 本工事は、底版工、魚道工、暫定構造物工とともに、前工事で設置した仮設備（仮設道路、仮締切工、仮設取水工）の撤去を行うものである。また、本工事は河川内工事であるため、非出水期である6月中旬までに仮設備の撤去を完了する必要がある。このことから、本工事と前工事は、工事範囲が同一で密接不可分な関係にあるため技術的に一貫した施工が必要とされ、本工事を同一業者以外が施工した場合は、瑕疵担保責任が不明確になることや、安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められること、また、現に履行中の契約者に履行させる場合には、前工事で設置した仮設備を引き続き使用できるため、工期の大幅な短縮が見込めることから随意契約を行うものである。	1(2)③ロ	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
131	肝属中部（一期）農業水利事業荒瀬ダム第六期建設工事 鹿児島県肝属郡肝付町波見地内 H27.3.20～H28.3.18 土木一式工事	支出負担行為担当官　九州農政局長　井上明	熊本県熊本市西区春日2-10-1	平成27年3月20日	前田建設工業・清水建設肝属中部（一期）農業水利事業荒瀬ダム建設工事共同企業体	福岡県福岡市博多区博多駅東2-14-1	予決令第102条の4第4号イ(有利随意契約)	1,372,053,600	1,371,600,000	99.9%	－	本工事は、平成26年度荒瀬ダム第五期工事に引き続き施工するもので、ダム本体は一体的な構造物として完成して初めて機能を発揮する。 ダム本体に関連する右岸仮排水路閉塞工（湛水試験での漏水や安全性を確認出来るまで一体的な工事として不可欠）及びダム湛水区域内にある原石山法面対策工（地山対策を行っているが、地山の挙動等を確認しつつ、対策の工事が必要）等を施工するため、継続してダム本体との一体施工が不可欠な工事である。 さらには、ダム機能が発揮されるまでの間は、施工内容を一貫した判断により施工することが、安全な構造物を構築するうえで必要であり、ダム全体に係る現場状況や安全性等を注視しながら密接に関連した施工をすることから、継続しての工事を必要としてる。 施工業者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となること、これまで実施してきた工事の施工内容の判断の詳細や関連を知り得ないため、新規施工業者による工事としての発注は困難である。 また、一体的な工事を行うことで、施工機械の輸送、組立解体に要する費用並びに給水設備、受変電設備等の仮設設備を新たに必要としない経費面での削減や施工の安全性を確保する対応が求められることから、本工事を前工事の施工業者に施工させるものである。	1(2)③ロ	－